別添５

基盤研究（Ｂ・Ｃ）（応募区分「一般」）の
書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

審査においては、審査区分として「小区分」を適用します。なお、基盤研究（Ｂ）において著しく応募件数の少ない小区分は、他の小区分と合同で審査を行います。

審査方式は、合議審査を行わず、同一の審査委員が２段階にわたり、書面審査を実施し採否を決定する「２段階書面審査」を実施します。

１段階目の審査においては、各研究課題について、以下の「Ａ．研究計画の内容に関する評定要素」に関する個別の評定要素に対する絶対評価を行った上で、４段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。さらに、「Ｂ．研究課題の国際性に関する評定要素」の絶対評価を行うこととします。

なお、「Ａ．研究計画の内容に関する評定要素」に関する評定要素ごとに行う絶対評価において、「２　やや不十分である」又は「１　不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、不採択者のうち１段階目の審査結果の開示を予め希望した者に開示します。

２段階目の審査では、同一の審査委員が、１段階目の書面審査の結果に基づき２段階目の審査対象となった研究課題について、新たに２段階目の評点を付します。その際、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員の審査意見（１段階目）等を確認の上、自身の見識に基づいて評点を付してください。

研究課題の採否及び研究費の配分額は、その評点等に基づき決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

ｉ 評定基準

〔評定要素〕

Ａ．研究計画の内容に関する評定要素

（１）研究課題の学術的重要性

・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
・研究課題の核心をなす学術的「問い」は明確であり、学術的独自性や創造性が認められるか。
・研究計画の着想に至る経緯や、関連する国内外の研究動向と研究の位置づけは明確であるか。
・本研究課題の遂行によって、より広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか。

評点区分	評定基準
４	優れている
３	良好である
２	やや不十分である
１	不十分である

（２）研究方法の妥当性

・研究目的を達成するため、研究方法等は具体的かつ適切であるか。また、研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか。
・研究目的を達成するための準備状況は適切であるか。

評点区分	評定基準
４	優れている
３	良好である
２	やや不十分である
１	不十分である

（３）研究遂行能力及び研究環境の適切性

・これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか。
・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

評点区分	評定基準
４	優れている
３	良好である
２	やや不十分である
１	不十分である

Ｂ．研究課題の国際性に関する評定要素

・本研究課題の遂行によって、国際性（将来的に世界の研究をけん引する、協同を通じて世界の研究の発展に貢献する、我が国独自の研究としての高い価値を創出する等）を発揮することが期待できるか。

評点区分	評定基準
4	大いに期待できる
3	期待できる
2	概ね期待できる
1	あまり期待できない

〔１段階目の審査における評価及び審査意見の記入〕

【１段階目の審査における評価】

各研究課題の採択について、上記「A．研究計画の内容に関する評定要素」（1）～（3）の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、下表右欄の評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「ⅲ　留意事項」を確認してください。

評点区分	評点分布の目安
4	１０％
3	２０％
2	４０％
1	３０％
利害関係があるので判定できない	－

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。
「４：非常に優れている」、「３：優れている」、「２：普通」、
「１：劣っている」

【１段階目の審査における審査意見の記入】

１段階目の審査においては、全ての研究課題の「審査意見」欄に、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。なお、２段階目の審査では審査意見を付す必要はありません。

この審査意見は、２段階目の審査において新たな総合評点を付す際に、各審査委員が研究課題への理解をより深めるために、他の審査委員に提示します。

〔２段階目の審査における総合評点〕

１段階目の書面審査の結果に基づき２段階目の審査対象となった各研究課題の採択について、上記「A．研究計画の内容に関する評定要素」（1）～（3）の評定要素に着目しつつ、同じ研究課題の審査をしている全ての審査委員が付した審査意見等も確認し、総合的な判断の上、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って４段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、２段階目の審査対象とする研究課題を設定するにあたっては、１段階目の書面審査の結

果における順位が採択予定件数付近にある研究課題のほか、一部の審査委員が極端に低い評点を付した研究課題についても考慮しています。

また、研究計画調書における「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄は、審査において付す総合評点には考慮しないこととしているため、それ以外の各欄等に基づいて総合評点を付してください。「研究費の応募・受入等の状況」欄、「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の審査における取扱いは、「ⅲ　留意事項」を確認してください。

評点区分	評　定　基　準	評点分布の目安
Ａ	２段階目の審査の対象となった研究課題のうち、最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
Ｂ	２段階目の審査の対象となった研究課題のうち、積極的に採択すべき	
Ｃ	２段階目の審査の対象となった研究課題のうち、採択してもよい	
Ｄ	Ａ～Ｃに入らないもの	
－	利害関係があるので判定できない	－

ⅱ　その他の評価項目

研究経費の妥当性

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、研究経費の内容に問題があり、充足率を低くすることが望ましい場合には「×」を付してください。「×」を付した審査委員が複数となった研究課題については、平均充足率よりも低く設定します。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

ⅲ　留意事項

（１）「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱いについて

他の研究課題の応募・受入等の状況については、当該研究課題が「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断するために参考とすることとしています。そのため、審査において付す総合評点には考慮しないでください。

なお、研究資金の不合理な重複等の判断に当たっては以下の手続きに従って判断をしてください。

【１段階目】

１段階目の審査においては、明らかに「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断した研究課題がある場合には、その根拠を「その判断に至った理由」欄に記入してください。

なお、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」場合には記入は不要です。

【２段階目】

２段階目の審査においては、２段階目の審査対象となった研究課題及びそれよりも上位の研究課題のうち、１段階目の審査で、「研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当し、研究課題が十分遂行し得ない」と判断し、その根拠を「その判断に至った理由」に記入した審査委員が複数いた研究課題について、改めて、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を確認することとなります。確認の上、研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るまたは判断ができない場合には「特段の問題はない（判断できない場合を含む）」を、明らかに問題がある場合には「×」を付してください。

なお、審査委員全員が「×」を付した研究課題は、学術的価値の評価にかかわらず不採択となります。

（２）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「その判断に至った理由」欄に記入してください。採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知するとともに、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「その判断に至った理由」欄への記入は不要です。